

救護施設管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

岩手県知事 増田 寛也

岩手県規則第77号

救護施設管理規程の一部を改正する規則

救護施設管理規程（昭和37年岩手県規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																										
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第46条第1項及び救護施設条例（昭和37年岩手県条例第1号）第2条の規定に基づき、<u>岩手県立好地荘及び岩手県立松山荘</u>（以下「院」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定員)</p> <p>第4条 院の入所定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県立好地荘</td><td>70人</td></tr><tr><td>岩手県立松山荘</td><td>100人</td></tr></tbody></table> <p>様式第1号（第6条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">調査票</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="3">10 健康</td><td>身体状況</td><td>[略]</td></tr><tr><td>病気</td><td></td></tr><tr><td>精神状況</td><td>正常. 知的障害. 精神病質（特徴）</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table> <p>(A4)</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>市長 様 (<u>地方振興局長</u>) [略]</p>	名称	定員	岩手県立好地荘	70人	岩手県立松山荘	100人	調査票			[略]			10 健康	身体状況	[略]	病気		精神状況	正常. 知的障害. 精神病質（特徴）	[略]			<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第46条第1項及び救護施設条例（昭和37年岩手県条例第1号）第2条の規定に基づき、<u>岩手県立松山荘</u>（以下「院」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定員)</p> <p>第4条 院の入所定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県立松山荘</td><td>100人</td></tr></tbody></table> <p>様式第1号（第6条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">調査票</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="3">10 健康</td><td>身体状況</td><td>[略]</td></tr><tr><td>病気</td><td></td></tr><tr><td>精神状況</td><td>正常. 知的障害. <u>精神疾患</u></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table> <p>(A4)</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>市長 様 (<u>振興局長</u>) [略]</p>	名称	定員	岩手県立松山荘	100人	調査票			[略]			10 健康	身体状況	[略]	病気		精神状況	正常. 知的障害. <u>精神疾患</u>	[略]		
名称	定員																																										
岩手県立好地荘	70人																																										
岩手県立松山荘	100人																																										
調査票																																											
[略]																																											
10 健康	身体状況	[略]																																									
	病気																																										
	精神状況	正常. 知的障害. 精神病質（特徴）																																									
[略]																																											
名称	定員																																										
岩手県立松山荘	100人																																										
調査票																																											
[略]																																											
10 健康	身体状況	[略]																																									
	病気																																										
	精神状況	正常. 知的障害. <u>精神疾患</u>																																									
[略]																																											
備考 改正部分は、下線の部分である。																																											

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の救護施設管理規程に定める様式は、この規則の施行の日以後に添付し又は通知する調査票又は通知書について適用し、同日前に添付し、又は通知した調査票又は通知書については、なお従前の例による。